

いじめ防止基本方針

東近江市立布引小学校

1. いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめは人間として絶対に許されないという強い認識をもつ

- ①「いじめる側が悪い」という立場に立って、毅然とした態度を示すこと。
- ②いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないこと。
- ③自分の命や人の命を大切にすることを日々の関わりの中で伝えていく。

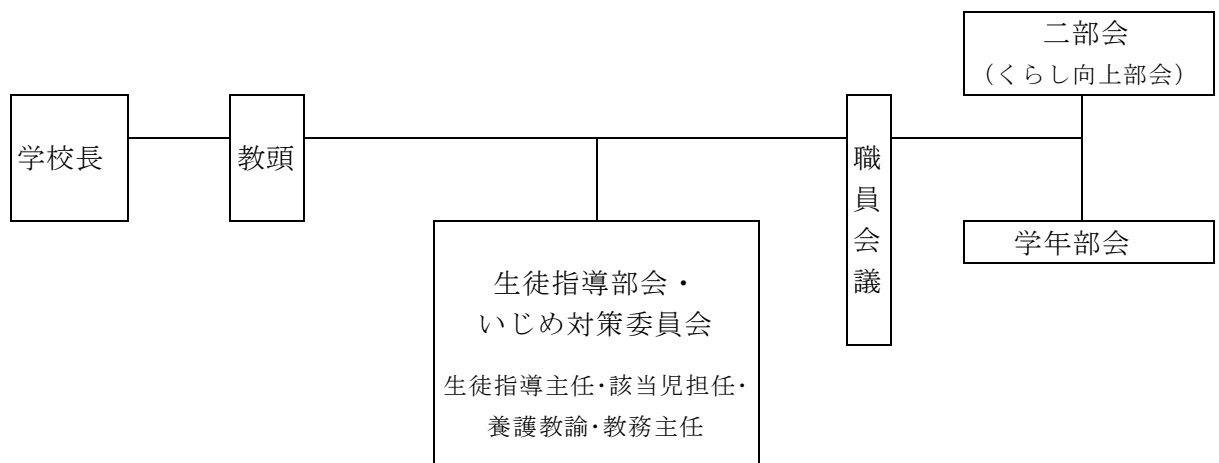
いじめは、いじめられた子どもの心を深く傷つけるものである。家庭でも学校でも「いじめは決して許されるものではない」という強い思いのもと、子どもたちが安心して相談し、安心して暮らせる環境をつくる。

(2) いじめられている子どもの立場で親身な指導を行う

- ①子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出す危険信号をあらゆる機会をとらえて敏感に察知するように努めること。
- ②自分の学級にも深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常にもつこと。
- ③いじめられている子どもを守り通すことを最優先に必ず心の居場所を確保すること。
- ④いままで認知されてこなかった性的マイノリティ（LGBT 等）に目を向け、理不尽な苦しさを感じている子どもがいないかどうか気にかけておくこと。

「自分のクラスは大丈夫」という大人の思い込みは、子どもの些細なサインを見逃すことにつながる。いじめられている子どもは、周りに余計な心配をかけないために、身近な人には自分が苦しんでいることを見せまいと一生懸命ふるまうものである。このため、日頃から「ひょっとしていじめられているかも」という危機意識を持つこと、日頃から声をかけ、子どもの言動を見守ることが大切である。

2. いじめ問題に取り組むための校内組織



(1) 生徒指導部会・いじめ対策委員会

全校の子どもの様子について、現状や支援についての情報交換、及び共通理解をすることについて話し合う。

問題行動が発生した場合は、その場の適切な対応について話し合い、迅速に対処する。

(2) 職員会議（企画委員会）

議題の中に「子どもの様子の情報交換する場」を位置づけ、全職員の中で情報の共有および共通理解を図る。

(3) 二部会（くらし向上部会）

子どもの様子、また気になる行動について学年部会で話題にあがったことをもとに情報交換や共通理解をしよう。

(4) 学年部会

低・中・高学年部に分かれ、話し合いの始めには必ず子どもの様子を話題にあげる。担任だけでなくいろんな目で子どもたちの様子を見て、情報を共有しよう。

3. いじめ防止のための考え方

児童一人ひとりが認められ、お互い相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるように努める。

(1) 一人ひとりの子どもを大切にする学校づくり

- ・ いじめは絶対に許さないことを子どもたちに伝えていき、そのことを学校教育の基本とする。
- ・ いじめについての授業を道徳などに取り入れ、思いやりの心を育む。
- ・ わかる授業に努め、授業を通して「自己存在感」や「自尊感情」を高めていく。

(2) 教職員がいじめを見逃さない体制づくり

- ・ いろいろな場面（始業前の様子や学習中・休み時間など）で子どもの様子をよく知り、子どもたちとの信頼関係を築く。
- ・ 子どもを知ること、問題行動を早期発見・早期対応し、全職員が共通理解し同じ歩調で指導にあたる。
- ・ 子どもの特性をつかみ、教職員間がいつも話せる体制作りにつとめる。
- ・ 具体例を通して相手の気持ちを考えさせるなど、実際の行動に表れる指導に努める。

(3) いじめがあることを前提に、課題を掘り起こすために主体的に取り組む

- ・ 子どもたちにアンケートを実施し、子どもの悩み・つらさを知る手がかりとする。
- ・ 子どもとの教育相談週間を設け、一人ひとりの子どもたちと面談する。
- ・ いじめを見過ごさないよう定期的にチェックリストで点検し、それをもとに子どものことを職員間で交流する。

(4) 子どもの人権感覚を高めるために

① いじめのない楽しい学校・学級づくりをめざす

- ・ 児童会であいさつ運動に取り組むなど、気持ちのいいあいさつの輪を広げる。
- ・ 学級の人権目標を設定する中で、「自分がされて嫌なことはしない」ことを強く意識する。
- ・ 「みんなで仲よく」を合い言葉に、たてわり集団を機能させ、異学年の子どもたち同士がふれあう場をつくる。

②子どもたちに自信を持たせる場をつくり、それぞれの子どもたちのよさに気づかせていく。

- ・「みんなでこんなことができるようになったよ」というようにクラスのよさを共有していく。
- ・帰りの会等で今日のキラリ賞を見つけ、友だちのよいところをみんなで認め合う。

③一人ひとりに活躍の場をつくり、成就感や達成感をどの子にも味わわせていく

- ・一人一役の係活動・運動会などのいろいろな行事、子どもたちが計画し実践していく学級活動などを、クラスの仲間とともに達成できた喜びを味わえる場にする。

4. いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。児童や保護者から「いじめでは」との相談や訴えがあった場合には真摯に受け止める。ささいな兆候でも、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの確に関わりを持っていく。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、すみやかに組織的に対応する。

(2) いじめられた児童またはその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。いじめられている児童にも責任があるという考え方は、絶対にあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど自尊感情を低下させないよう留意する。

(3) いじめた児童に対応する教員

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格・生命・身体を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。不満やストレスがあってもいじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む。

(4) 学級担任

学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(5) 組織

状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(6) 保護者との連携

家庭訪問（加害・被害とも）等により、すみやかに事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。また、いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。